

健康保険等の加入状況確認について

平成24年11月1日以降に受付となる建設業許可申請については、様式第二十号の三「健康保険等の加入状況」を申請書に添付してください。新規、更新、業種追加など全ての申請に添付が必要です（建設業法施行規則の一部が改正されたため）。改正後の様式は、<http://www.pref.aichi.jp/ken-fu/kensetsugyo/kyoka/241101hoken.html> からダウンロードできます。

記載例は裏面をご覧ください。

申請時に必要な持参書類「健康保険等の加入状況が確認できる資料」（全て提示）

雇用保険について ①と②の両方必要です。

- ① 申請時直前の「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書」（控えの原本）
- ② ①により申告した保険料の納入に係る「納付書・領収証書」の写し 又は 「領収済通知書」の写し 又は 「納付済額証明書」（原本）

健康保険、厚生年金保険について

申請時直前の健康保険及び厚生年金保険の保険料に係る「領収証書」の写し 又は 「保険料納入告知額・領収済額通知書」の写し 又は「納入証明書」（原本）

よくある質問と回答

Q1 10月に窓口に来て、修正等があり、受付が11月になった場合でも、この様式を添付する必要はありますか。

A1 添付が必要です。健康保険等の加入状況が確認できる資料も持参が必要となります。

Q2 加入義務のある従業員が全て保険等に加入していなければ、未加入となるのですか。

A2 加入しているかどうかの確認は、従業員ごとではなく、事業所ごとに確認をしますので、一部加入していない従業員がいても、事業所として加入していれば、加入有の「1」を記入してください。

Q3 未加入の場合は許可がされないのですか。

A3 加入状況については、許可の要件ではないため、加入しないと許可されないというものではありません。

健康保険等の加入状況

記載例

営業所の名称	従業員数	保険加入の有無			事業所整理記号等	
		健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
愛知建設（株） 本店	25人 （5人）	1	1	1	健康保険	〇〇健康保険組合
熱田営業所				1	厚生年金保険	〇〇〇 〇〇〇
					雇用保険	〇〇〇〇〇〇〇
					健康保険	本店一括
豊橋営業所	5人 （0人）			1	厚生年金保険	本店一括
					雇用保険	本店一括
					健康保険	本店一括
					健康保険	本店一括
					厚生年金保険	本店一括
					雇用保険	
					健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
合計	人 （人）					

様式第一号別紙二「営業所一覧表」に記載した順に記載します。

役員又は個人事業主を含め全ての従業員数を記載します。

加入は「1」、未加入は「2」、適用が除外される場合は「3」を記載します。

事業所整理記号及び事業所番号等を記載します。

記載要領

- 「営業所の名称」の欄は、別記様式第一号別紙二に記載した順に記載すること。
- 「従業員数」の欄は、法人にあつてはその役員、個人にあつてはその事業主を含め全ての従業員数（建設業以外に従事する者を含む。）を記載すること。（ ）内には、役員又は個人事業主（同居の親族である従業員を含む。）の人数を内数として記載すること。
- 「保険加入の有無」の「健康保険」の欄については、従業員が健康保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構又は健康保険組合に対する届出を行つている場合は「1」を、行つていない場合は「2」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の健康保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。ただし、健康保険法（大正11年法律第70号）第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所（同条第2項の規定により適用事業所でなくなつたものとみなされるものに限る。以下同じ。）については、記入を要しない。
- 「保険加入の有無」の「厚生年金保険」の欄については、従業員が厚生年金保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構に対する届出を行つている場合は「1」を、行つていない場合は「2」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の厚生年金保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。ただし、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所（同条第2項の規定により適用事業所でなくなつたものとみなされるものに限る。以下同じ。）については、記入を要しない。
- 「保険加入の有無」の「雇用保険」の欄については、その雇用する労働者が雇用保険の被保険者となつたことについての公共職業安定所の長に対する届出を行つている場合は「1」を、行つていない場合は「2」を、従業員が1人も雇用されていない場合等の雇用保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。
- 「事業所整理記号等」の「健康保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあつては健康保険組名）を記載すること。ただし、健康保険法第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店（〇〇支店等）一括」と記載すること。
- 「事業所整理記号等」の「厚生年金保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。ただし、厚生年金保険法第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店（〇〇支店等）一括」と記載すること。
- 「事業所整理記号等」の「雇用保険」の欄については、労働保険番号を記載すること。ただし、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第9条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所については、「本店（〇〇支店等）一括」と記載すること。